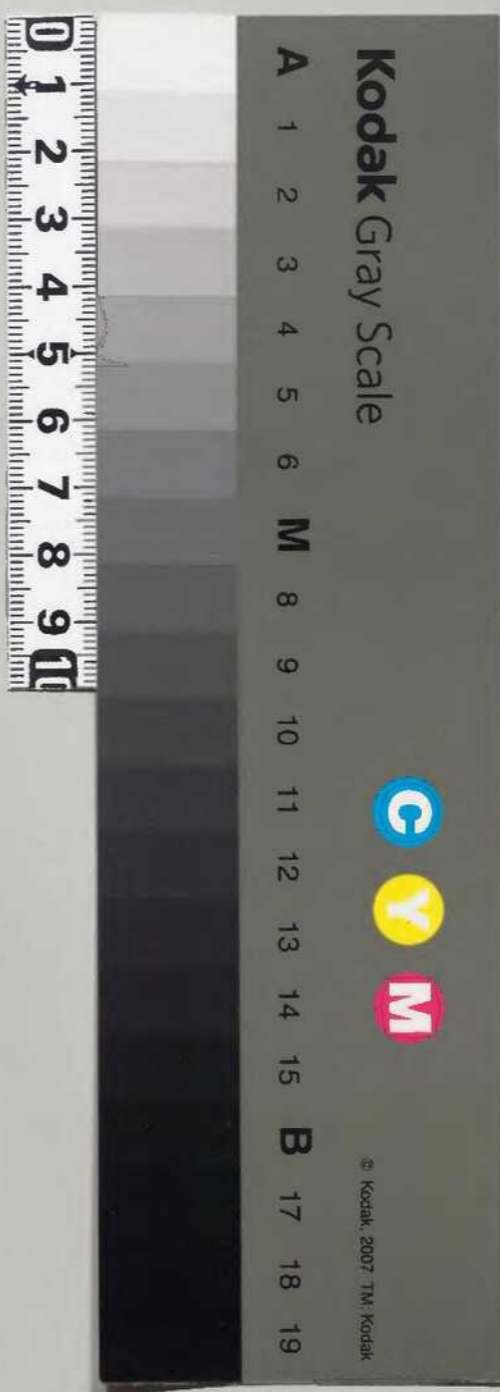
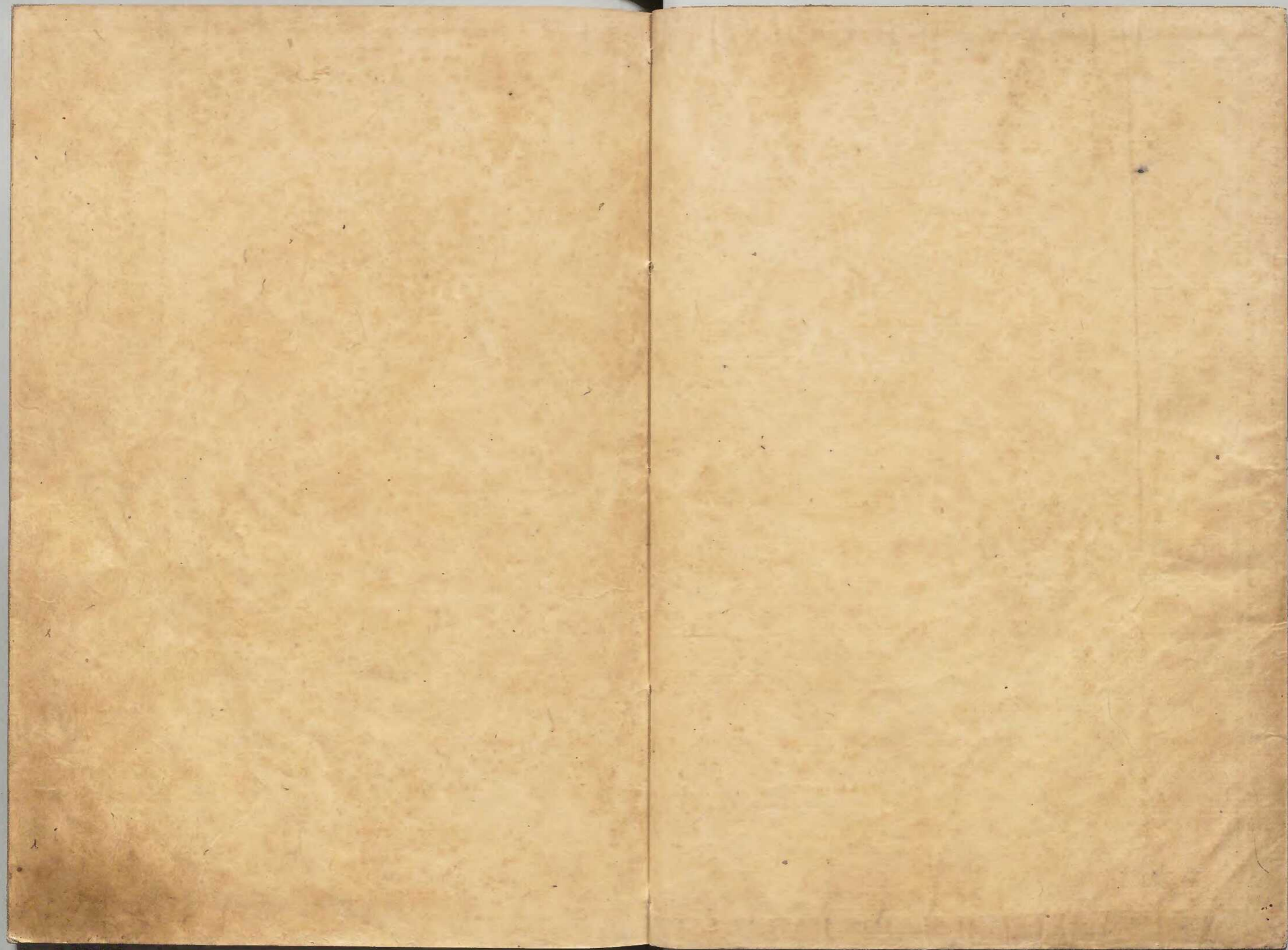


寛永諸家譜

清和源氏甲九冊之内
義家流之内新田流

内閣文庫			
番號	和	20199	
冊數	186	(5)
函號	特	76	1





寛永諸家系圖傳

清和源氏

甲一

義家流

新田嫡流得河松平家

神武天皇五十六代

清和天皇

御諱惟仁

文德天皇弟四皇子

沙母ハ深殿の后者原明子攝政太政大臣良

房の女

淺草文庫

赤祥三年三月廿五日小一条天皇御
誕生

同年十一月廿五日皇太子御誕生

天安二年八月二十七日九歳御誕生

同年十一月七日大極殿御誕生

貞觀元年十月廿一日御誕生

十七日大嘗會をこなり悠紀の河國

自基の美作國是一代一度の火記なり

同六年正月朔日御誕生十五歳御加

冠ハ外祖良房云

同十八年十一月廿九日御誕生

貞明親王御誕生

太上天皇御誕生

元慶三年五月八日御誕生

法の御誕生

同四年十二月四日圓覺寺御誕生

同三十一日七回山白川の陵

御誕生水尾山陵

号しそ此御謚号を徳和天皇と申す
御治世十八年此御ひの事之代實録
詳なり

陽成天皇

諱貞明 在位八年

貞固親王

之承 太宰帥 彈正尹

貞元親王

四品

貞平親王

之承 神祇伯

貞保親王

二承 式部卿

貞純親王

母ハ神祇伯棟貞女

四承 上総常陸の太守 中務卿

兵部卿 桃園親王と号す

河内ハ一条大宮
桃園の池あり
化して
とす
とす
とす

貞辰親王

四品

貞教親王

四品

貞真親王

之品

兵部卿

貞頼親王

四品

源長淵

從四位上

源長猷

從二位

刑部卿

源長登

從三位

源長頼

正四位下

左兵衛督

長門守

經基王

母右大臣源能有公のむすめ

年二十九より馬小達一武略又長寸

清和帝六代皇子の子よりふりて六孫王と

名づく

左衛門佐 式部丞 内苑頭 下野介

上総介 筑前 信濃 美濃 他馬 伊豫

武藏等代守護 正四位上 鎮守府將軍

太宰大貳

朱雀院沖亨天長三年平将門係叛の

時經基東園よりいそぎそけしを治進

寸御門沙感阿りてすまら将門進討の節

度使を下りりとき經基を以て副將軍

とす

同年敦原純友伊豫國少く孫五とと聞

らゆハ勅して經基と小野好古とを遣討

仗して下向一軍切阿り

村上天皇御宇天徳五年六月十二日初
源朝臣の姓を給ふ

同平十一月十日逝去

河内ハいろく西八條の地に入て化て八条の
橋とせり

経生

五位上 越後守

満仲

母ハ橋姫古女 或ハいろく武蔵守藤原教有

いよめ

武略ヲ達寸 歌人

春宮常刀 兵庫允 左馬将頭 治部大輔

表宮亮 正四位下 昇殿 鎮守府右軍

武蔵橋本 越前 美濃 信濃 陸奥等の守

村上天皇御宇 融花山一條 教代の朝廷に仕へ

て國家のまもりとなり

冷泉院御宇 安和二年三月廿五日 左大臣

源高明罷河川くた遷せしむる太宰権帥

となり此日満仲なりびよ前武茂介友原

善時ひそふ養して中務が備源繁延等

係籍と申せしむる郷以下衆回一門を

ひめ出入をいしめ検校遠使と命して繁延

なりびよ沙門運茂等を捕て是をせめしむ

西人なりしむる罷しむるす此時満仲の弟

海季検校遠使とらむにおむる前相模公

友原千晴が男久頼と隨兵とを捕て禁獄

寸繁延千晴ハムれ高明の流黨なり
是ふして禁中騒動とらむる天慶元大亂
よふとなす

同年四月一日繁延を去依國一流二日千
晴を隠岐國一流運茂を依後國一流す
之日五畿七道の依國よ勅して係籍人の
黨類を追討せしめ大に満仲此切を感して
勸賞あり

満仲栲別多回部又栲部一初て多回院を

建立寸より川て多田と号す

花山院御宇寛和二年八月十五日刺發

法和満多田新發意と号す

一條院御宇長徳之年卒寸年八十八

贈延之位

海政

左衛門尉 治部少輔 延四位下

任縁武蔵 陸奥守 鎮守府右軍

海季

武蔵守 延四位上

海實

從五位上 陸奥介

滿快

延五位上 下野守

子孫別巻 且々々々々

海生

上総掾

滿重

満頼

出羽介

従五位上

従五位下

下守

實ハ海季ノ男 師基王氣を屋一なる

頼光

母ハ源後朝臣じとめ

橋津守

子孫別巻ニ見ユ

頼親

大和守

左衛門尉

正五位下

子孫別巻ニ見ユ

頼信

母ハ大納言友原元方じとめ

或ハ隆興ノ友

原致忠女

左衛門少尉

兵部丞

従四位上

冷泉院判官代

皇后宮亮

左馬掾頭

民部丞

治部少輔

上総介

伊豫守

河内守

内昇殿

甲斐信濃 兵衛 相模 陸奥 下野 伊豫
等代 守護 鎮守 府内 軍

頼信 日くうらふと 兄 頼光 と たりよ 武勇 此が
まれ 何ら 又 藤原 保昌 平惟衡 平致 頼と
なす びみそ 此名を 稱せし 所

一條院 沖亨 正曆 五年 之月 六日 頼信と
叔父 海政 兄 頼親 なる びみ 又 平惟時 と 同
く 勅を 奉る 群黨を と さらし たり

後 一條院 沖亨 長元 元年 春 上総 介 平

忠常 東國 小 河川 へ 乱を おこす 八月 平直
方 中原 成道 等 追討 使の 宣旨を 仰り ち
上総 國へ 發向し して 是を せし 所と 同なり

同二年 二月 該國へ 勅し して 忠常を 遣はし
同四年 六月 頼信 時 又 甲斐 守 たり 勅を 仰
けた まし ち 兵を 引ぬ べく 上総 へ 兵を 遣はし

忠常 勅を 海邊 へ けり たり 下より 上へ 要
害と す 頼信 是を かり ち 海を さまり ち 故 館
小 河川 へ 七 八日 経 たり ち 海を さまり ち

て是よせめハ一日のゆひハ勝すをゆた
とちよアホ忠常ハ〇〇〇〇此道色の船を
との道ハ船のうらまか守頼信ハ
たふなりと文ハ海色ハ立く士卒をト
知ハといハくまをせしむる教目ハ
敵ハちよめとをたじ事ハまハ
とハめけちちとハくも有る今日急ハ
是よせめハくまハ守周章ハてちよ
いんと阿波ハ徳勝ハみ此館海をたじ船

なり教目の徑をちよと道まけく船
んと申す頼信固て敵いま東國の地形
をちよすとくも傳ハくも事ハ海等皆
是よちよすや此海ハ倭船のハく不
いハちよハす馬を馳ハくも果ハて
と不阿ハ島等ハも倭船をちよハて
いハく先ハちよすんで法率ハ
とハくハちよハく忠ハをちよハ
よちよハ人同ハ阿ハ守鬼神のちよハ

とらきせすふら一人の命後を船のせ頼
信をいへく降糸の如をく頼信を
依て忠常とて又降糸すらさハ是をせ
のくしなうとつ兵をいへく頼
忠常を名具し一海京す修次兵法四山縣
ふて忠常病死し一海京す修次兵法四山縣
都みけいふ
後冷泉院御宇康平二年九月朔日卒す
年六十河内國通法寺より一説いふ

頼平

く永兼之年卒す

頼範

武蔵守

従五位下

頼明

左衛門尉

右近将監

秋田城介

頼貞

従五位下

山城守

出羽介

常刀先生

孝道

大和守

従五位上

頼平以下の五人頼光を尊しなす

源賢

法眼

八尾の伯侶

惠心僧都の弟子

頼義

母ハ修理命婦

左衛門少尉

兵庫允

左近将監

小一條院判官代

従四位下

左馬助

民部少輔

鎮守府右軍

昇殿

歌人

伊豫河内伊豆甲斐相模武尾下野陸奥

等代守護

後冷泉院御宇安信貞任同致任奥州

河内と謀反と水園これより永承六年頼義

勅をうけたまはら陸奥守より鎮守府將

軍と成る子息八幡太郎義家と曰く

發向す開東八ヶ國此軍勢相去るこふまの

一、百竹騎、孫文十郎武綱先陣、ら、牧、乃、
合戦ととい、一と、も、勝負、い、ま、こ、出、せ、ん、頼、義、
との、せ、が、船、神、八幡、大、喜、隆、り、祈、塔、一、なる、
と、て、又、鎮、守、府、を、發、し、て、出、羽、の、秋、田、の、城、に、
い、ろ、ろ、き、雪、う、ら、風、も、げ、頼、義、真、白、の、鶴、
を、も、ち、て、哥、を、よ、め、り、

都、は、花、の、名、女、を、よ、め、を、よ、め、
ふ、下、ま、い、け、ふ、白、雪、

此、時、源、頼、義、其、鶴、師、と、な、り、奥、列、に、下、

向、寸、義、家、奈、古、常、の、國、を、越、て、乃、く、敵、と、お、
我、れ、花、の、ら、う、を、見、て、よ、め、り、

吹、風、を、よ、め、そ、の、國、と、お、り、と、も、
乃、も、せ、よ、ら、り、山、と、ら、り、う、れ、

天、喜、五、年、十、一、月、負、任、を、留、令、為、所、か、河、堰、
に、敵、ま、た、て、あ、り、頼、義、千、二、百、竹、騎、を、引、お、て、
是、を、せ、じ、負、任、あ、り、と、ま、い、子、竹、端、を、引、お、く、
俄、に、お、く、頼、義、を、こ、じ、お、う、風、雪、と、け、し、
ら、し、て、頼、義、の、兵、お、り、あ、り、死、し、分、散、す、

房敵とうち馬をうけく光仁は義家
馬敵をうけくちをうけくちとなつてなを
たふ範明又敵を討く馬を取く義家
とのせを敵を合戦して七騎を以て大
敵をうけく責任が兵おり死すともあは
れ二百竹崎のりも川く義家をうけく義
あやうくあつた義家光仁等五六騎を
うけくせんてう川をうけく責任が兵おり死すともあは
時佐伯経範とふのり義家をうけく義

のりもをうけく分敵の兵をとひうけく
義家責任が兵おり死すともあは
てらやうく義家をうけく義家を
なうて我君はけうりせめて二十年
あまゆい何の道ゆらんやうり
せう節等三人ときくに敵陣より入敵
ま討捕てけおり死す又友原義家と
ふのり義家をうけく義家を
そのじふをうけくせんてう川をうけく

く急て敵陣よほぎれ入たちまら頼義よつて
彼をなぐし是をよらふ頼義をいんげを感す
頼義あよおおく出羽四山水の伯人信原氏
則とまひさかす

康平五年七月武則之子竹濤を引具一
てささちまごふ一候いさ
二百騎頼義對面し朝廷
の大事此時より汝我のをぬきんで恩賞
を申さしめりといふ武則申さるハ暗報書
申ふんされ我ハるる大利を得たりとて

則七甲の秘計をさづく頼義是よきさぶ
日九月十七日頼義をんで子福合は厨河
堰の館を攻おとさしおりて出徒と謀と貞仁致
仁よげく夜川の館よ入頼義をんでせし
ちよきとほ館堅固よあせまりの頼義武則
よのちいさしはが力をらて敵よ勝とんを
此城おとすて急よおちごて我永承六年
勅をうけたまはらてしつとてよ救をを
るらすみやよ身をとるんご一戦一雄旅を

史せんなる守明日を以て討せんといふ武則
あふく智謀武略を以て敵を亡しむる漢
家本朝其例おけし敵をりるかすれは建ハ
く強弱をりらおりわけの事ハのり守朝
敵をり守滅亡と危し賢者をやすんぞは
しききと我の身をいとおころなき
すじし敵来て君をこし今君をせせぬ
こし時の運命をりらこし明年し又は
しみるし明日を以て討とせん事謀み

一日千回小つらむら今東とみわく攻落さる
し敵の敵相刻のこしつらむらと議室し
けし義武則と東とみ兵を出して城を
せし城の市は夜川あり川のせりてらるし
て水より岸高しその水を湛て置れば
さかむら岸と櫓と高しおきり遠くたてこ
りるの精兵強弓多し義武則大に川端
ふじし武則ハ櫓を切下りて川端
まじし頼義赤地の錦乃由夜小具足徳後の

むらさき黒糸威の鏡見て太刀二振らさ重
友のらと持石赤の徳矢を射しと矢口筋と
母衣をひくくろき馬よれまら義家此後
を又うろろ〜おきさぶりの一石大義下
知していろ〜合戦の勝負今日〜何れ我軍神
を降すと〜〜祭文を備〜高き勢を何れ
事之方見聞の人〜軍神の出現とら〜
あり則諸勢をよげ〜何れ〜す〜或
ハ指をな〜〜椀〜〜ハ響をな〜〜

く〜〜〜城深く樽高〜〜城仲〜〜矢をえり
事取れ〜〜〜義家のら〜〜〜
を解て旗ぬけ〜〜松明を取て馬を河
中ぬ入ら〜〜朝廷を降〜〜心中〜〜
水を念じて大音聲を何れ〜〜
なら朝敵を降〜〜私〜〜守松明ハ大神
の火なら〜〜則城仲〜〜入お〜〜
城の樽ぬ〜〜何れ〜〜義家大〜〜
〜〜〜〜の〜〜城を攻め〜〜
〜〜〜〜〜

馬を駛てわけ公義家を遊とてみらつ
つせに義家吟していそく

後つらばかあらびみら

貞任くらみを全すめ馬をうらして

こをうらういよのぬいれらる

とあふられし義家を感て汝朝歌なら

るよゆりすべしすれを今おとれをう

げせハ矢一とらゆりすし貞任感後をう

す義家をいげらる矢をう川せ貞任よ

きつてげろ太刀をならとてみして官軍すみ

さつて貞任をうして討死す貞任が重任

貞任が子千世童子みれ戦死とて汝の難

兵うさるもの教をうす貞任が致但家任

則任等九人十竹目とらる路系すを捕て

京都小をうらゆりす

奥別合戦のゆひに新義に來子新後日と出

てたるに教人此歌を討ら毎夜川をうら

流矢をうらて死す新義をうらみ

おし事甚し天子さうして勅書を奥
別へ下したまひくさういさまふん此陣敷
年此頃より頼義歌の首をさうりしり一万余
人その所取を敢く一の堂におさめ佛園を
立て早稲寺と号す 鎌倉右大臣實朝の
時益工且命じて奥州十二年合戦の事
を繕うさ朝廷に名長とてその辭をけり
しめて是をりて阿ふ

康平六年八月頼義相模國鎌倉伊比呂

鶴見石清水の社を勧修して宮を立て

是を阿ふは貞任征伐の時新築阿ふ

へなり 永保元年二月義家を修理司頼朝の時より
て此宮を小塚の郷より移して東國の法守とす

頼義又館を鎌倉よりさうりて志づりて

信寸 そのころ義朝鎌倉を治りて信任より
二信寸頼朝のときよりして柳屋の信朝より此宮
開東の部舎として四海を管ん

治暦元年頼義伊豫國の重任を申て養女

を朝廷へさうり具旨趣小いしく文勳切は依て

恩賞をさうりしり本朝異國先蹤おかり

つらひいなるし奴らもせく高位にけり
或は歩卒より起る大将となり頼義いなり
くも四倍の末孫してなむ忠臣をいすあ
又奥州の夷峰起り那縣を押倒してと
つて人氏を驅てせ捕り守數十年にあり
六ヶ郡の四國務しるが守君意を忘るる
がごとく近年に暴悪おとよき一ふれり
後て去永兼六年頼義を以てを征伐せし
つんがしめ陸奥守に任せしむ天長元年鎮

守府將軍の号をたまふ頼義風風の勅書
を合て虎狼の行家しり甲冑をきて千
里の道よりおしき矢石を侵して万死のいのち
を忘るる係を帷帳の中よりつら勝手を色
塞の外より進寸山徒の大將安倍貞任同重任
をいびぬ教位有原経清等みるせめをかりし
戮せしめてつらひいその首を京都に傳へ
あつひいその切耳を後頭より寸と致堂安
信致任等と人をもつぬく降未寸夷狄

此地をては土地となり 叛逆の輩皆王氏と
なせり此勤の依て去康平六年伊豫守
は任じりる君恩のたけなす事を仰喜
よりにたせり頼義と年餘黨をたじり
ためぬ奥州に逗留し去年二月上洛すい
そと豫州の事いじくる事ありて軍中
て忠切らるもの十餘人恩賞せらるるに
言上とといどもいまま物裁けらるり
綸言を結ぐに任國の事いじりていんや

去年九月任符を下りて下向延引と志
つては四ヶ年任あふいなしくとどく
豫州の官物おさひる事ありしすと
公儀の運上ハ私物をいじりて毎所す
豫州乃雜掌やとては任國目てらるる
五穀との守民又飢ら此ららふとを見
事を勤むに任國の年限うりてれん事
右今をたつては況希代の大功をいす
とや何と也常の忠賞とらんじり班超が

西域をたしつらるとまじりてやうく千戸の侯
封せしむ今頼義が東夷を伐す重任の
たまものなりとて一十三年を遂て
その功をあらうし是ハ十二年を起てと勤
をたごす至建元四年とて優劣あらざる
あらんをえん何ぞ何とせむらんや
らくハ天恩を交く東夷征伐の功を以て
別重任の宣旨を下り給ふ
頼義伴豫の國司たりし時西國のまじり

野親經久々々名をうらうとて頼義
の威よをそまじくその庶子親徳をこめ
養子とて河野の家を以て一は是を以て
と号す
頼義が性四垂めておらるをめぐり諸士を
授けしむる事ゆゑなりとて河野の
慈愛寛柔ありし時ハ威儀嚴重のゆゑ
人皆服す奥州合戦の時江州人日置九郎
とよの其陣中より矢を射り甲冑を

恙しそれもそりし目をおどろく守頼義を
かろく母用のつわくなり事さうし日並
かろくいよく汝が鑑不名れさうし何ら
いそぎを敵陣に賣て一日並と詞
ろくふ明日又別の禮を乞す此禮は花
藤なり頼義いよく汝がよりいよく賣とわ
目置言てこれハ昨日の禮より守と頼義
守て是し又不名れ物なり日並心より
我禮滅この相あり何れ守大将我おどろを

ふくむゆまの師なること次の日あり
禮を乞して頼義は賜へこれハ此鑑月あり
汝よく相意せらといり
白河院御宇永保二年十一月二日卒
八十八 河内四通法寺よりうり

頼清

肥後守 陸奥守 従四位下
村よと号す 子孫別巻あり

頼季

井上之郎

乙葉之郎

掃部助

子孫別巻あり

頼任

河内冠者

義政

常盤五郎

義家

源太 八幡太郎

母ハ上野介平直方女

初頼義多ハ八幡太神の示現あらとんて

義家ハうじ是ハ依てひくたなり何ハ不徳水

ハ室前ハ海うて元服ハ八幡太郎と号す

弓馬ハ達者虎賁ハ極将威勇武畧

河川ハ兵を利かす神明のおと

左衛門尉

左馬允

治部少輔

兵部大輔

左馬督次

左近右衛門

下野相摸

武荒陸奥

伊豫河内信濃等地方 鎮守府將軍

正四位下 昇殿

義家二歳の時下を連れて春日の義
家と鑑於神のよきと後朱雀院殿の
川くその骨相をわやみたまふ事なる
に及てその勢大に其力人ぬすられ強ら
ひき大矢をもち川常下た折の烏帽子を
さし事なること

永承六年頼義勅をうけたまはるるに
致任を征伐せり時義家を又とるに
くゆき奥州より十餘年を同戦ひを
おろく大に勝利をぬく事頼義の徳に
中み伴なり

責任滅亡の時義家を黨類十人を捕
まへて一皮をぬく事頼義の徳に
目くくさるる事ゆゑの太刀をぬき
て鬚切とす

康平の初義家貞任と出羽國の義時
大相方光遠を使者と越後國伊夜治古
の神社にまうて是をいりておちり貞任
伏誅とらぬ及て義家養子とて神社を
造営し封戸若干を寄進して祭祀の式
をまじ

頼義義家父子相續く陸奥守兼法守府
將軍を職をもらおこなふそのち法原武
則軍切つた後依て法守府の号を武則

又と奪し出羽國の代官とす武則子二人あ
り兄を將軍之弟武衛とす次を白帝家衛と
す武則死して後武衛家衛相續す又友
原清満とす若しは依後太清能直理信
守経信が子なり神清ハ貞任の同族也と
頼義の女と嫁せし清満その継父是川
太郎武貞が遺言をけりて家衛と清満
此事あり一説に家衛ハ清満が
係親し國郡を押領す義家東國に兵を

あはれを追討す時白河院御宇永保
二年なり

義家とて又出羽國より家衛拒てし
武衛を以て兵を引く奥州より出羽
國より家衛よりあはれを引く
白河院御宇永保二年なり
義家とて又出羽國より家衛拒てし
武衛を以て兵を引く奥州より出羽
國より家衛よりあはれを引く
白河院御宇永保二年なり

白河院御宇永保二年なり
義家とて又出羽國より家衛拒てし
武衛を以て兵を引く奥州より出羽
國より家衛よりあはれを引く
白河院御宇永保二年なり

将ろしたまし寸義光とむしち共束尉を辞返
しはるぶらちをといく敵とぬけをき夜中
小京をいで奥羽におりし
一説に経家を大進の
橋にぬすむつとそら
義家大母よりこひ感涙をうぐて今日下
下志正るる先考伴隠忠の再身とらるこ
ゆー是下今我副将軍となすハ武衛家衛
がかりをらぬん事我掌の他よりらといつ
てむらち軍勢を引て合はぬじつ何く
合戦寸塚中おり矢をもちつ富子の兵衛

をかう少のりもなす相模四伯人鎌倉指五
節義政ハ累代のふちり少年十六義
家よきさうひ先けて城をせじ敵のり矢
義政がらぬ眼みりら喜のららつけの板み
らりその矢をぬすてはわお歌を討ころと
一回の伯人之浦太郎為次いときさくら獲
をんきなうら義政が面をあまてそめ
矢をぬんとす義政あして下にあらとんを
口をぬいしきおんす為次おらひく其

故をふ京政いづくいづく勇士の矢をひらて
死にたりいよれつひのゆなち何ぞはむはむはむ
面をふまんやはむとをよ死にん為次おそきて
そのまが膝をひめ京政の面をおとくそそ
の矢をぬく人みるそれ勇氣を感す
義家の兵をさうし城をせじとくも屏高く
岸けりくくしてれがらかて遠きりれを
矢ぬりて道さのれの本名よりて伴治郎
助兼といふれあら常ぬ先づ寸義家を標

して薄合といふ鎧をひらて城の岸ちく
せめし敵矢石をえちち大らさう助兼がう
とちら分をたえしそれ鎧なるびは皆大らぬ
うち換せしむく助兼うらよまぬらとくも
薄合れおぶとをうしなれく是をちし義家
此とさ武衛家衛同心よりゆを圍て先回
務をとめくり川より軍旅をいとない九月
義家叔可騎を川かき令民をせい大とち更
光任年八十めて供をさうらひの何ぞ寸回

府よとありなりが腰をぬぐ義家此の徳よ
こつと海をなぐしてをのこ年きていと燃
しなまゝぬよいなりとんども今日我君の
作したまふをんすといふ圍ものをいひ
義家とてよ合はの柵よつと進いそは雲
のぶと時一行の斜雁はらをんすて
あへりれ飛義家はをんす兵野伏に
飛鷹はらをんすなりとつとありて諸
命して教澤のるをさぐせの案はと伏兵

三十竹騎ありみるを射のらすは武勇
をくらきて義家を袖くらんたけり
なり義家在京のま宇治殿よりきて負
任追討のけひの事をす大に匠房を
圍て黒量ハよけをとも兵の道をさす
よ義家の師等をは義家よはく義家よ
あつとて匠房よはく軍法をまなぶ
あふゆく義家いよく我兵法をまなぶ
武勇のけびはく破らさす
義家の兵

今頃の柵をせりゆりて毎日寸つれを歌
なをふせし海ゆりなもも氣をよげまて甲し
れ疔をよごす毎目それ剛臆をうる剛の者
ハ甲のゆりつと臆病の若ハしの死よけく
そのくいとみ銭とりともしの所よけくもの
多し腰膝に季方毎夜甲れ疔につく季方
ハ新羅之節義光が節長なり

名彦秀武もろもろと何ろよのち義家も申
けるん城堅して味方けれちたはひかせめ

寸とち首るるる一志ぢりく合戦をなすそ是
とこまハ城中糧つとく敵も寸没落せ
じ義家げみもなりとてえんで約義家れ兵
も二方みそなく義光れ兵も一方もそなく(義)勲
重宗ハ一方もそるへて目寸を送る(義)勲が
兵も飛次並次とりまのち奥別ふて名を
ゆるり(義)術の上もなり武(義)勲が使え来て義
家(申)るハ合戦をなめくむりく目を送
せハ城も(義)統(義)統侍ら飛次を御陣(進)す

一それ相もさるびてわらうらうらめたも人
ふ義家とさる次任が舎人鬼武といふもの
さるらび相もさる鬼次鬼武相じう川く
うらう敵味方是をかん知す時ちらうら
て鬼次義もけく鬼武がためよ切あるら
寄も大よららびわらう敵をびたし
中の兵出く鬼次がわらうらうらひとんとす
けいしくあるものわらうら寄も防も戦く
是を破てつすこの歌をうら

家衛が乳丈千任樽のうらわらうらうら
いかりの將軍義家海が父頼義初め責任致
任をうらうらす是よ依て法守府の
簿を我もれ法將軍 武則 一いつけくか勢を
おひその命力よ依て責任等とらうらうら
その身述いつすれわらうらあんやまらハ則
母は是相傳の家人なら何ぞうらうら
不義をおこなふや天罰のつすわらうら
なつこふんで返答せんす義家是を制

一諸將よりあきてり千任を生捕の河に
家いささちちをとんとにゆりたふ

城中兵糧つとてありの取の男女をほく

か武備うせむく義光をたんで降参を

あふ義光を申といども義家ゆりさす

武備かさひく慰勸れ詞を義光に通じて

申さく衣ぬぐもく家館ささくれ我ささひ

さくいでくつたたとし將軍いらたふ

ともいそつ死罪をゆるされりんや義光ゆん

と寸義家園ていもむら大右軍副将

軍さうれたたひ敵もひげはそそれ陣

り事あすりつとてこあされハ胸を

くまさるるく一義光ささふ武勳又申さく

君さくささるんハ使一人をたす義光

さのせが島等季方をさうはつ寸季方ら

さぬきささ致れ務を急しちりをして行

敵城戸をひらき季方一人をさう路を固ら

ひけらなら剣戟をさうとさひりねびさ

季方肩をそむくそめをそむく入て武衛
より武衛よりえでるんとす家衛はこれ
てたす武衛申るは使者よりやうに兵衛
義光一申て我をたきげむおろし令銀をりて
季方いりて城中の取れ成室今日より
とよもは等よりちころ守時皆家物なりと
て是をうけず武衛大矢をら出て是は誰
の夫ぞや何ともしれみたる死すといふ季方
是はをの進が夫ならといふ何と何と季方武

衛は諸ていりり我を人質とせば只今下
れまなり城門を出ん何と雑兵をいり我を
ころんとせはより守武衛いりてあは何と
どもやとゆりていり我たの兵衛敵一申せ季
方太刀のつをふら顔色おあぐりて軍兵
の中を通る事ころり人なりさうおとつぬ
ふ出く本陣よりゆり家守皆大に是を感す

一説に義家季方を使者として城に入る武
衛家衛よりいりて降参せば赦免

すむ一武衛家衛のさくらに今より
自派の号をやめて武衛の陸奥兼法
守府となり家衛の出羽守となり將軍
の此事を許容せしむる貴命よさふ
るしちさすの降系とてさす武衛
家衛十三束の矢を出して回ていさく大
將軍の沖個度、是よりさすの八馬を
死す季方いさく大の沖ら五人張大矢
十五束ならむ一永兼の戦は大のなすの

一武則さる鎧をかんたのまたつての鎧
五領をさすはさすのて是村たすといひ
なれし大將らをかさすの十五束の矢を
はぶいさる時、五領の鎧を家十束を
村通すさるのれおさすといさるなり
世よりさすのく知取なら十三束の季方
等を村たすは是をさる川矢なりといひ
武衛家衛の酒を季方すすいさくの時
宝物をさすは武衛又さすの申取二十条

御許容なくハ降糸すくすすとひれ
じ季方それ座を蹴ちうしてゆり来ち
て申す義家乞を固てあさうばせめく
乞をたつぐんといふき

秋すり冬もせてせめこのハ雪を寒氣と
みんでいこう去年大雪今も一五日けう
ちみ大雪あつて雪小何ちあぐ死なん
とて鑑なるび小馬とうり妻子れ糧とす
そこの外とてこのごうなまは城仲

はいよく食よ長一門戸をむよ小童奴婢を
えちちつ子義家の陣よとらふこの多
一秀武申やうハ此ごうものよとくみか
かうへとらぬ色一義家それなと秀武
こたごうハ敵それあさうりよかんくハ
出来く城中人衆かれと糧とやくはく後
落せん事迫一それ上雪ちう食よ
何をいこうく一城をむらんやと一義家此
そらめとあるる一とてみよとらうそよ

後て城門しろかどくくともく出りきものなけき兵糧の
いふくはく

友原ともはら資通すけとほの義家よしか昨夜こぞ逃にげれ者ものなり生年なまね十二
ありて陣中ちんちゆうありつゝ日夜にちやたむをしりぞす
兼か平へいがらゝ義家よしかを呼よびてとくして
いふく武衛ぶゑい家け助すけ今夜こゝろ逃げ出でるて天あまを
て家いへをあくく海うみ火ひをかり屋やを放てて今
よのよのちりりめく敵たてを逃にげれてとく
資通すけとほうけたまひつて諸軍しよぐんよにてくは軍ぐんのちり

しみおりのとくもそれた知しりてさび假屋かりやと続つ
てよをうらち城しろ中ちゆう食物しょくぶつなけきハ曉あけまで
果はて武衛ぶゑい家け助すけ城しろをいてのらんみる義
家よしかをいくし神かみとす時ときもなりし寒さむいしとくも
雷かみなりいまさし守まもりし義家よしか天あまのたまけをあらう
なりく一いつし寛治かんぢ五年ごねん十一月じゅういちがつ十四日じゅうよっぴにちれあらう
あふおぬく朽くれ城しろ中ちゆう屋や宅たく突えとて人ひと
さげびふ勢いきほ甚こゝろくはなまよしひてまけ出でる
ものおりに家いへをあれ共のためにあらう義家

兵を放てせめ入られ敵まぬりしものよしなら
武衛地中へ飛入りて北面を草たらしむからす
寄も是をけん付く是をせ捕又千住とし生
捕家衛を花村子とし六郎中一匹馬を
乗ておんとまげふが此馬をせみ款より
らしむる事をおひきとつひくみら
り村こらし其形を何しとあや川このま
してのうせしり義家武衛を呼て是とな
ちりていし軍陣の道付のいよひよと

人の力さうり常の法なり昔武則官符よき
ぐみ我父のまのまよぬて官軍ふしりか
まふりに先日汝が節等千住らりかろく名
符らりとし汝よき何ふ汝相傳とるしとま
やうと出て我れんせしめは正史の力を
か下げしを鎮守府の号何しゆい我父の
執養は信くならし汝らり何しゆて今却
て孫頼の張本人らりし何をいし汝た
とけんやろりとしとまは汝らりし何しゆ

恩の自ならんは何ぞやとて申せと何れ
ん武衛のうぶとされ平伏して一言しりさす
涙を流してねごとく一日の命をたぎけ給へ
とつゆは備仗大宅光房義家の仰をうけ
て武衛とさると守かこつて義光におち
たりと武衛をちりたて兵衛殿をたぎけ
よといふ義光何とせらして降人を殺すを
とすし申されらば義家仇をたぎしとい
く敵味方相いどむ時務まきさしを初て

戰場と出くみけし軍門より宿をさる者
と降人とす安倍致任たがひおぼとさし是
なら武衛はさやうめた何と守我兵よ生捕
死助のぞんで身命をゆむ何ぞ降人と
いんや母此法をきりさうりはさうといつ
つぬと武衛をさるそめちち千代をたぎけ
目櫓の上の雑言今とせすや千代所い
ていせあす義家いさそめちち源直といふ
よ何ちよとてちちをぬんとす義家いさ

虎口ゆたちうつるさす母をさのなり
さすこふ時よんさうさうさうさうさうさうさう
是を好く千代菌をんでさうさうさうさうさう
箸をひて菌をつさうさうさうさうさうさう
又千代を木の上よきさうさうさうさうさうさう
うけ武衛がさうさうさうさうさうさうさう
し千代をさうさうさうさうさうさうさうさう
氣力つさうさうさうさうさうさうさうさう
義家徳人よほさうさうさうさうさうさうさう
我今日此あまの年れ等

憤をひくいさ家衛がさうさうさうさうさう
恨なりさうさう城の中よ入取を焼拂ふ
中城外入馬教札すをさうさう
縣小次郎次任ハ奥別れ勇士なら城兵お
げさうさう本を初くそのけら記をさうさう
てまら次任さうさうさうさうさうさうさう
のさうさうさうさうさうさうさうさうさう
付て是をさうさうさうさうさうさうさう
大よさうさうさうさうさうさうさうさう
紅代衣服を

取て次任よりつたすむびは鞍馬一丈をた
ま次任高勢の家働が首をのりさされ
よと義家圓てなみ人ぞとふ時次任が郎
匠太刀のきらさぬは家働がわづをゆつ
ぬきさハ縣殿のちづつ取作せしむ事
あくゆらつるとふその外武衛家働は
物取らよ四十八人の首を象寸義家は
を實檢寸
出羽奥羽とてまたつひげ義家威名をふ

ろい清衛と奥羽よとめをさそめゆい
白河院毎束をびえたまふ御惱河り武士
勅して兵馬をもち御槍をよ記をさる
とゆなれと義家黒漆の楯を一張をたてゆつ
り御渡下よとく御惱をて平愈しゆ
寛治の年の未堀河院御惱河り療治祈禱
みまろしなご御余儀有く義家勅し
て大内を毀固せし義家御をうけはら
甲書を悉くら糸を帯し未内一南庭よ

立まごがら殿上をぬきまゝ高杉一宗陸奥
守源義家内裡を守護しきりたいていさ
悪霊鬼神なりといはれりたるをよきんや
正みやよきりてくると唱つくは
弦寸殿上階下震動して外れ色しむら
むらりたり沙塵たちまら平愈す

義家陸奥前司たりし時ら堀川右大臣
頼宗に謁へまいつて畧をう川小雑色二人太
刀を拵く相きさひ中門の邊に回作す何れ時

盗人何れ人よとられて刀をぬき南庭にうり
入義家をのりてやうぬく小前司義家あり
何れといふ盗人こそとらざりまひてけり
小雑色義家の氣色をたぬ盗人よつて八幡殿
此取よおとせりてやうぬくといふ盗人を
て何れくゆあさしすて刀をよて何れり小
雑色をよとらむらり前司義家の弟等四
人らり近色に家よりまらにふ世の人を
弟等の色取よ何れりてす義家のよて

不^ふ過^とり^ん事^をい^まし^りゆ^めの^おと^し
堀^{ほり}河^の院^の長^の治^の二^に年^に二^に月^に十^に五^に日^に義^の家^の栞^の列^の多^た
田^の院^のの^の別^の當^のな^らび^に導^の師^のの^のゆ^をこ^ごめ^をい^し
又^{また}その^の支^の地^を寄^進す

堀^{ほり}河^の院^の喜^の兼^の元^の年^に七^に月^に四^に日^に冒^の病^を復^たり^て判^の發^す
同^の三^に年^に卒^す年^は六^に十^に八^に河^の内^の四^の通^の法^の寺^の有^り
葬^のふ

初^{はつ}義^の家^の父^の頼^の義^のと^して^し東^の征^の奥^の列^の教^の軍^の
れ^の合^の戦^の武^の勇^のを^とげ^し朝^の敵^をた^しけ^し

又^{また}武^の衛^の家^の勳^のと^して^し殊^の爵^をす^べく^{大^の合^の戦^の一^の計^を}
略^の軍^の功^をは^かり^て莫^の太^のな^らば^に大^の勳^をを^らて^し
そ^の志^を如^しら^ば南^の東^の武^の士^をを^{推^の尊^のて^し仰^ぐ}
る^をお^しす^べし^の下^の風^をと^して^しその^の名^を其^の目^に域^にと^しび^に延^の尉^を
と^して^し義^の在^の馬^の次^の義^の朝^をと^して^し家^の督^をと^しつ^て
天^の下^の武^の將^をと^して^し東^の西^をを<sup>管^の領^をと^して^し
と^して^し右^の大^の將^をと^して^し征^の夷^をと^して^し武^の征^の軍^をと^して^し
東^の照^の大^の權^を現^をと^して^し義^の家^を</sup>

義綱

其正流めく源氏の嫡家なら義家子孫
繁栄のえらふと何事あはさるるりともぞ

貞茂次郎

鳥羽院天仁元年二月義綱分義光ひそ
ふよその姪義忠をふりす時義綱虚名をか
うかつく陳じり事りすを乞て甲賀此山
またてごり六條判官為義宣旨をかりて
てをせむ義綱降参しけれ依後國に配流

義光

寸長兼元年配不めく自害

新羅三郎 子孫おが 別巻よかんころ

義宗

兵庫元 左兵衛尉 早世

義親

母ハ之河守隆長がひすめ
五位上 対馬守 左兵衛尉

堀河院康和二年遷勅元寇より後て出雲國
小左遷せしむ

鳥羽院御宇天仁元年平正感勅をうけ
たまはら出雲國より遷發す義親討死

義國

母中宮亮有綱のむすめ

式部丞 笏刀 加賀介 從五位下

近東院御宇久安六年下野國より下向す

且利の里に居たり是利式部大夫と号す
又荒か賀入道と号す

同御宇仁平四年二月十六日自刺す
同御宇久壽二年六月廿六日卒す

義忠

左兵衛尉 左兼門尉 笏刀長

鳥羽院御宇天仁元年二月麻嶋之節に

そふ志のび入る義忠をさしおろす實は

叔父義光より為す

為義

左束門尉

從五位下

六條判官

義家の家督をけぐ一説に義親が子なり

義家を養て子とす 頼朝卿祖 御事別巻に

義時

陸奥五郎

左兵束尉

石河と号す

義隆

陸奥六郎

森冠者と号す

二條院沖宇平治元年源義朝東國より赴

時義隆をよきこふ花越とて討死

義重

母上野公敦基がしすめ

新田右衛門 九條院判官代 從五位下

左束門尉 大炊助 上野四よ右侍

判官として上西と号す

高倉院沖宇治兼四年源頼朝義兵を起

し平家を退治する時關東なるを靜置せす

義重し回^こりて兵^{へい}を起^{おこ}し上野^{じやうの}圓寺^{えんじ}尾^おの城^{じやう}
より寸^{すん}義家^{ぎけ}の嫡孫^{ちやくそん}なるゆ^ゆにみづ^{みづ}に我家^{わがや}
を建^た立^たせんとす^する心^{こころ}より^{より}ち^ちを^をめ^めら^られ^れ物^{もの}
のま^まに^にま^まに^にお^おこ^こし^して^て福^{ふく}倉^{くら}と^とす^する
ち御^ご門^{もん}院^{えん}御^ご宇^う建^た仁^に二年^に正月^{しやうげつ}十四^{じゆ}日^{にち}卒^{すつ}寸^{すん}
年^{ねん}六^む十^{じゆ}八^{ぱち}
平^{たい}政^{しやう}子^こ 頼朝の御室 ^のと^との^の計^{けい}を^を圖^とて^て頼^{らい}家^けの^の軍^{ぐん}を
つ^つて^て御^ごみ^みふ^ふを^をん^んで^でい^いし^して^て上^{かみ}西^{さい}の^の源^{げん}氏^しの^の
遺^い老^{らう}武^ぶ家^けの^の要^{よう}領^{りやう}なら^らし^しと^と

慶長十六年三月廿二日

東照大権現御先祖の十申の事をおり
執^{しやく}奏^{そう}ま^まし^しく^くな^なれ^れと^と別^{べつ}勅^{しやく}許^{きよ}有^あり^り鎮^{ちん}守^{しゆ}府^ふ
将^{しやう}軍^{ぐん}の^の号^{ごう}を^を義^ぎ重^{じゆう}と^とす^すら^らた^たま^まふ

義康

且^{かつ}利^り新^{しん}判^{ぱん}官^{くわん} ^{昇^{しやう}殿^{でん}}
尊^{たう}氏^し卿^{けい}祖^そ ^{子孫^{しそん}繁^{はん}多^たなら^ら別^{べつ}卷^{くわん}と^とす^すら}

季^き子^こ祁^き

八^{はち}條^{じょう}院^{えん}流^{りゆう}人^{にん}

義範

太郎之郎

伊豆守

山名と号す

義俊

右衛門

大新田と号す

里見田中等此祖

義兼

一名義康

新田之郎

曾喜門院院人

大炊助

小新田と号す

義重が家督をつぐ

義貞朝臣の祖

義季

得川四郎

徳川之郎

文治四年正月頼朝卿官授之儀(系譜)

此時義季危はす

建久元年十一月日六日二月頼朝卿

上洛の時騎馬あはく随兵

経義

額戸之郎

義光

新田冠者

義佐

小四郎

女子

源太義平の室

頼有

得川四郎右衛門

下野守

頼氏

世良田源四郎

之河守

没五徳

新田之河前司

鎌倉の軍者系頼嗣同將軍家子親王

はく北条時頼と同母の子、且柳宮の姫

近と結番成となり建長弘長に河の守

軍器墨系治るるび、而して出御の時頼氏

毎度危儀す

有氏ありうぢ

世良田せらだの小次郎

遠江守

教氏あきうぢ

世良田せらだの次郎

満氏みつうぢ

江田えだ之郎

家時いへとき

又次郎

満義みつぎ

赤次郎

政義まさぎ

右京亮

義秋よしか

親李ちかき

修理亮

有親ちか

左京亮

親氏ちかぢ

松平太郎左衛門尉

初徳河内と号す

此時初て之河内松平の郷に移住す
 其年四月廿日逝去
 芳壽院殿俊山徳公卿

恭親たかみ

太郎左衛門尉

世良田之河守

之河内代

けとす初く墨橋の城をまつとすにけり

其年九月廿二日逝去

良祥院殿秀岸祐令

信光

和泉守 之河國岩津の城又移住す

後又因國安城より移す一説は親忠に時

安城よりつるといふ又岩津より移す

或はいとも岩津の城をその男紀伊守光重

より移す

長享二年七月廿二日(推古)

崇岳院殿月堂信光又信光明寺とも申す

信廣

太郎左衛門尉 信光に此唐兄なり

子孫未だわづらひ

益親

勝親

遠江守 法名道長

孝信

家久

出雲守

家弘

筑前守

久親

備中守

守家

右京亮

竹谷と号す

玄蕃頭清昌の御

親忠

右京亮

大樹寺を建立す

明應二年十月十二日寺部に城を築き同日

伊保の城を之宅に領守家の城を中條出羽守
八草の城を於次宗左衛門上野の城を河津孫次郎
等の子竹騎を引ぬる岩波に出法寸親忠
僅に千餘騎を以て井田に出くしり以て致す
大井川敵ふとくく敗れす
明應九年八月十日逝去
松安院敵大龍西忠

昌龍

親直

固情守

與嗣

嗣一ノ副ノ作

佐渡守 形原と号す 長持守康信代祖

光重

紀伊守 子孫未ノ名ニシテ

光英

八郎右衛門尉

元芳

赤之郎 外記忠實 主殿歌忠房代祖

光親

次郎右衛門 子孫未ノ名ニシテ

家勝

兵作守

親正

修理進

此亦信光ノ子多クおそそ男女同十餘人

親長

岩津太郎

兼元。

源次郎 大信と号す 和泉守兼元此禮

長親

次郎之郎 初名忠次

出雲守 義人壱

永正三年八月廿二日駿河の今川氏五ヶ國に
軍勢一万餘人をひらきより一之河國へ發し
寸長親五百餘騎を引ひて矢橋河をこり

親房

合戦す今川が兵部を遣はし入て吉田
の城を引りて吉田の城をせめ破ら古白なる
しめ諸將を引く駿河の河にゆり同年十月二日
長親兵を出し吉田の城をせめ破ら古白なる
比呂一族七十餘人をうちとり
天文十三年八月廿二日逝去 年九十餘
棹舟院殿一閑道院 又高月院と申す

玄蕃助 随分補と号す

近譽

知恩院代持

親光

刑部

親良

兵庫入道

信乘

長家

之節次郎

安城左馬助 一溪道者と号す

天文九年六月六日安城にて討死

張忠

右京亮

康忠

基六郎 月峯秀光と号す

長家と同一く安城めり討死

信忠

次郎之節 花人 世侍中と号す

壮年少く家督を清康君に譲大溪に隠居

享祿四年七月廿七日(推)
安柄院殿泰孝道忠

親感

三郎次郎 右京亮 福鎌と号す
筑後守康盛、祖なり

信定

与一内膳正 或いよく信定、親感の兄
なり 橋井と号す
万助忠政、祖なり

義春

甚太郎 右京亮 東條と号す
弘治二年之河内日近、討死 時、二月二十日
貞嚴顯松と号す

家忠

甚太郎 雪峯旭映と号す

利長

河内守 坂井と号す

山城守忠國が祖なり

清康

世良田次郎之節

大永三年十三歳めく父の讓をうく

同六年山仲城をせめしむ是倚り城に移す

享禄二年五月廿八日之河國下地めく合戦

味方利なりしてちとく 清康君二ふし

率を上げしといふとんで戦く河敵

の将牧野傳次傳亮を誅して吉田の城を

同年之別よお強し科野卿めく尾川の兵

と合戦し勝利をぬし今年尾傳の

城をとり

同之年の別宇利の城をせめく徳若氏と

あひたふ

天文二年三月廿日若津へ發向し廣瀬の

城を之宅太弟に耐らしむし寺部に城を

終る日向守と戦ひ勝て敵敗す

信孝

同年十二月廿四日御母信濃共と合戦
大井勝て敵の首三千餘級を討ち
同四年十二月五日尾張國森山の陣御
本阿ら 吾徳院殿年叟道南と号す

虎人

天文十七年四月十五日之河内菅生河
矢よりく死す 啓岳道雲と号す
子孫未だ知らず

康孝

十郎之郎

禮翁善忠と号す

